

卅
卌
卍

各省各片の長

何主 何年度一般会計(何特別会計) 何年何月分徴収総報告書を別表のとおり送付する。

(別表)

[illegible]

備考

- 1 別表の用紙寸法は、日本産業規格 A 列 4 とする。
- 2 別表が 2 葉以上にわたる場合には、当該各葉の右上方にページ数を付する。
- 3 勘定の区分がある特別会計にあつては、科目の欄中「何（部）」とあるのは「何（勘定）」とする。
- 4 最下欄（別表が 2 葉以上にわたる場合には、最終ページの最下欄）に主管（所管）合計を記載する。ただし、勘定の区分がある特別会計にあつては、この限りでない。
- 5 この報告書には、歳入徴収官から送付を受けた日本銀行の歳入金月計突合表を集計した表を添付することとし、収納済歳入額の累計額と歳入金月計突合表の集計額とに差額がある場合は、その旨及び理由を明らかにした書類を添付するものとする。